

## 千葉県農業農村整備事業測量作業規程

(令和6年5月29日承認)

千葉県農業農村整備事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和6年3月22日付国国地第160号）を準用する。

この場合において、作業規程の第1条第1項中「農林水産省地方農政局が」とあるのは「千葉県が農業農村整備事業において」と、同条第2項「農林水産省地方農政局の」とあるのは「千葉県が農業農村整備事業において」とそれぞれ読み替えるものとする。

なお、作業規程の適用日は承認日とする。